

深川市公共施設照明設備LED化事業

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

北海道深川市

深川市公共施設照明設備LED化事業

公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨

カーボンニュートラルの実現に向け、市内公共施設における照明器具のLED化を進めることで、行政運営における温室効果ガス排出量及び消費電力を削減することを目的として、初期費用を抑え早期に更新が可能なリース方式により、既設の公共建築物の照明をLED照明に更新する。

なお、実施にあたっては、事業者の優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れた提案を行った応募者（以下「受託候補者」という。）は、深川市（以下「市」という。）と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、賃貸借契約を締結し、本事業を実施する。

2. 事業概要

(1) 事業名称

深川市公共施設照明設備LED化事業

(2) 事業内容

- ① 設備導入に関する実施設計、施工、施工管理及び関連業務
- ② リース期間中における設備の維持管理業務

詳細は別紙仕様書のとおり

(3) 対象施設

別紙1「対象施設一覧」のとおり

(4) 事業期間

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりとする。なお、受託候補者との協議により変更することがある。

- ① 設備導入工事期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
- ② 事業実績報告：令和7年3月31日まで
- ③ リース期間：契約施設毎の工事終了の翌月から10年間（120か月）

なお、本事業で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

(5) 提案限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

総額 368,951,000円以内（10年間のリース料金）

(6) 留意事項

本事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、市がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上決定するものである。

3. 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、グループを構成しての応募も可能とする。
 - ア 機器をリース及び管理する業務
 - イ 調査・設計を実施する業務
 - ウ その他、業務遂行上必要な業務
- ② グループを構成する場合、応募者の代表者は、機器をリース及び管理する事業者とする。その代表者が市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。
- ③ 応募者又はグループ代表者（以下「応募者等」という。）は、施工を行う協力事業者の選定にあたっては、可能な限りLED照明更新工事の実績のある地元業者で、かつ社会保険等（健康保険、厚生年金、労働保険）に加入している業者を優先するなど、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。なお、その際には、事前に地元業者と協議したうえで本プロポーザルに参加すること。
- ④ 応募者等は、参加申込時において、構成員及び協力事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ⑤ 応募者等は、提案に必要な手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募資格要件

応募者及び構成員の資格要件は次のとおりとし、このうち①③は全ての事業者が、②④⑤は最低1者以上がこの要件を満たすものとする。

- ① 北海道内に本店または受任者としての支店・営業所を有すること。
- ② 各種対策によりエネルギー削減量等を提案できる者であること。
- ③ 事業運営・維持管理を円滑に行うために迅速に対応ができる者であること。
- ④ 国又は地方公共団体所有施設のリースによるLED設備導入等の実績があること。
- ⑤ その他、仕様書の内容を十分に遂行できると認められること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者及び構成員、協力事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 本実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年深川市訓令第12号）第8条の規定による入札参加資格停止を受けている者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規

定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当する者。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による構成手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第154号）による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑤ 法人税、事業税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

4. 事業全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
プロポーザル公募開始（市HP掲載）	令和6年4月1日（月）
質問書提出期間	令和6年4月1日（月）～ 4月10日（水）
質問回答期限	令和6年4月11日（木）まで
参加申込書受付期間	令和6年4月1日（月）～ 4月11日（木）
参加資格審査結果通知	令和6年4月12日（金）
提案書受付期間	令和6年4月15日（月）～ 5月7日（火）
ヒアリング審査（プレゼンテーション含む）	令和6年5月13日（月）予定
受託候補者の決定・公表	令和6年5月15日（水）予定
詳細協議	令和6年5月頃
契約の締結	令和6年6月中旬頃（まで）

(2) 本事業の提案募集に係る手続き

① 実施要領の配布

実施要領は、本市のホームページに掲載する。[\(https://www.city.fukagawa.lg.jp/\)](https://www.city.fukagawa.lg.jp/)

② 質問受付・回答

本実施要領に関する質問受付・回答は次により行う。

ア 質問方法

所定又は任意の質問書により、電子メール及びFAXで、件名を「【質問書】（参加資格又は提案書）公共施設照明設備LED化事業（企業名）」として提出すること。

イ 質問受付期間

令和6年4月10日（水）まで

ウ 質問への回答

随時、電子メール又はFAXで回答する。

なお、質問及び回答内容は、市ホームページに掲載する。

エ 提出先 要領13に記載する担当部署

5 参加申込について

(1) 提出書類

- ① 参加申込書【様式1】（応募者の代表者）
- ② 構成企業届【様式2】（グループを構成する場合のみ）
※協力事業者については、所在地、会社名、代表者、電話番号、担当役割を記載した協力事業者一覧（任意様式）を提出すること。
- ③ 企業概要【様式3】（応募者及び構成員のみ）
- ④ 業務実績報告書【様式4】（リース事業役割業者のみ）
- ⑤ 各種証明書等（リース事業役割業者のみ）
 - ア 業種に関する許可、登録を証明する書類の写し
 - イ 商業登記簿謄本の写し（受付日前3カ月以内）
 - ウ 定款又は寄付行為状況
 - エ 経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
 - オ 業務内容が分かるパンフレット
 - カ 直近1年間の納税証明書の写し（未納のない証明）
 - キ 委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限を委任している場合）

(2) 提出期限 令和6年4月11日（木）午後5時必着

（受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 要領13に記載する担当部署

6 参加資格審査と結果通知

参加受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和6年4月12日（金）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者には、結果通知に併せて提案書類提出要請通知を行う。

7 提案書の提出

(1) 提出書類【様式5】及び下記別紙

- ① 事業実施方針（任意様式）
- ② 公共施設照明設備LED導入計画及び維持管理に関する提案（任意様式）
- ③ LED機器に関する提案（任意様式）
- ④ 事業工程表（任意様式）
- ⑤ 事業費積算書【様式6】

(2) 提出期限 令和6年5月7日(火)午後5時必着

(受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(3) 提出方法 正本1部、副本9部を持参又は郵送

(4) 提出先 要領13に記載する担当部署

(5) 留意事項

① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。

フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。

② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を付すること。

③ 用紙の大きさは、A4版又はA3版(A3版はA4版折込)で綴じたものとする。

④ 原則、市の閲覧場所に備える図面等を参考に積算のうえ、提案書を作成すること。

⑤ 「対象施設一覧」の電力量料金を参考とし、次の2点を基本に積算すること。

ア 再生エネルギー促進賦課金を加算

イ 燃料費調整額を含めずに積算

⑥ 北海道電力発電CO2排出量単位(令和4年度発表)により積算

(6) その他

① 資料の作成に要する経費は参加申込者の負担とする。

② 提出された資料は返却しない。

③ 提出された資料は無断で他に使用しない。

④ 提案書類提出要請通知受領後に提案を辞退する場合は、理由を付した辞退届(任意様式)を提出すること。

8 企画提案に対するヒアリング審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日時(予定) 令和6年5月13日(月)

※実施場所・開始時間は別途通知する。

(2) 所要時間

① 企画提案書の概要、詳細説明(30分以内)

② 質疑応答(20分)

(3) その他

① プレゼンテーションは非公開とし、提案書の受付順で実施する。

② プレゼンテーションは提案書について行うものであり、それ以外の資料は使用してはならない。

③ 提案事業者からの参加は5名までとし、協力事業者の出席を認める。

④ 会場にはスクリーン及びプロジェクター(HDMIケーブル)のみ市が準備する。

9 受託候補者の選定

(1) 審査及び選定

審査は、提出された提案書をもとに審査委員会にて総合的に審査し、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 審査及び評価基準

評価項目	評価事項	配点
①事業者の概要	・事業者の姿勢 ・類似業務の実績、業務を円滑に遂行できる体制・経営基盤	15
②費用対効果	・電気代削減額に対するリース料負担額、維持管理コスト等の経済的メリット	15
③機器選定・納品方法	・使用機器の品質、調達方法 ・施設利用者への配慮等	15
④維持管理等	・機器の補償内容、緊急時・不具合発生時対応 ・譲渡後に係る費用面での負担軽減への寄与	20
⑤業務工程	・的確な業務工程及びスケジュール管理	10
⑥波及効果	・市内業者の活用及び協力体制等地域経済への波及効果 ・CO ₂ 排出量の削減等環境への配慮、その他の効果	15
⑦プレゼンテーション	・提案の独自性・優位性、全体のバランス ・説明・質問への回答等の的確性	10
合計		100

(3) 審査結果

- ① 審査結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果は、市のホームページに掲載する。

10 企画提案書の失格規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合

11 契約の締結

- (1) 契約は、選定された受託候補者と市との間で協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者が辞退又は特別な理由により契約締結ができない場合は、次点候補者と契約交渉を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

12 その他

- (1) 技術提案書の作成及び提出等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。やむを得ない理由によりプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (2) 提出期限以降における技術提案書の差し替え又は再提出は市から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された技術提案書は、返還しない。
- (4) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (5) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (6) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書について、市が必要と認める場合には事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は複写をいう。）することができるものとする。
- (7) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な業務内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (9) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その不可抗力等により、事業計画の変更、延期又は中止する場合がある。この場合は参加者に対して本市は責任を負わないものとする。

13 担当部署

深川市建設水道部建築住宅課建築係

住 所 〒074-8650 北海道深川市2条17番17号

電 話 0164-26-2323

FAX 0164-22-8134

E-Mail kenchiku@city.fukagawa.lg.jp